

「居宅介護支援」重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	介護老人福祉施設 中川の里
所在地	横浜市都筑区南山田2-39-35
事業者指定番号	神奈川県 1473800124 号
管理者・連絡先	下山 浩二 TEL045-591-2333
サービス提供地域	都筑区、青葉区、緑区、港北区、川崎市宮前区
併設施設	特別養護老人ホーム 92床 ショートステイ 8床 デイサービス ① 定員30名（一般）、②10名（一般）

2 事業所の職員体制等

職 種	従事するサービス内容	人 員
1. 管理者	業務全般の管理運営	1名（介護支援専門員常勤兼務）
2. 介護支援専門員	居宅介護支援等	3名（常勤専従2名、常勤兼務）

3 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	9時～17時30分

但し、介護支援専門員が不在の場合でも、連絡の取次は可能です。

4 サービス利用料及び利用者負担

- 1 居宅介護支援については、法廷代理受領の場合は利用者の負担はありません。
- 2 通常の事業実施地域を越えて行う居宅サービス計画の作成に要した交通費は徴収をしない。

5 指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

- 一 課題の分析について使用する課題分析の方法はICF・独自方式に基づき作成した課題分析（アセスメント）シートを利用して課題の分析を行うものとする。
- 二 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅又は事業所の相談室において、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じる。

6 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- 一 利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者及びその家族に提供する。
- 二 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接し、課題分析により利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 三 利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービス提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成する。
- 四 サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。
- 五 居宅サービス計画の原案の内容について利用者及びその家族に対し説明し、文書により利用者の同意を得て、居宅サービス計画とする。
- 六 当該居宅サービス計画に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供をする。
- 七 当該居宅サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付する。
- 八 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設等への入所等を希望した場合は、介護保険施設等への紹介その他便宜を提

供する。又、介護保険施設等から退所等を行う場合には居宅への移行がスムーズに行われるよう連絡調整を行う。

九 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」という）する。モニタリングの結果についてはその都度記録する

十 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。また、退職後も秘密を保持します。あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報提供をすることができます。

7. 当事業所のサービス方針等

1 居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の意思を尊重し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。また、計画の作成にあたっては、原則として、相談を受け付けてから7日以内に利用者宅を訪問の上、状況調査を行います。

2 適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように、常に利用者の立場に立ち、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないように、公正中立に居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整を行います。利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であり、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。

3 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するように十分配慮いたします。

入院時には入院先の病院医師等へ担当ケアマネジャーの氏名および連絡先をお伝え頂くようお願い致します。

4 事業所は、介護支援専門員等の質的向上をはかるための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1ヶ月以内

② 定期研修 年1回

8 事故発生時の対応

当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

当事業所は、前項の事故及びその事故に際してとった処置について記録する。

当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を適正に行う。

9 当事業所の運営方針

私たちの方針として「幸せの創造」というスローガンを掲げお客様のみならず地域に根ざした福祉活動により社会全体の幸せをも創造できる社会福祉法人をめざしております。

10 相談窓口、苦情対応

1 サービスに関する相談や苦情については次の窓口で対応します。

当事業所お客様相談窓口	電話番号：045-591-2333 FAX：045-591-2813 担当者：下山 浩二 責任者：井村 智一
-------------	---

2 公的機関においても、次の機関において苦情申請ができます。

市町村介護保険相談窓口	○横浜市 はまふくコール 045-263-8084 ○都筑区 高齢・障害支援課 045-948-2313 ○青葉区 高齢・障害支援課 045-978-2479 ○緑区 高齢・障害支援課 045-930-2315 ○港北区 高齢・障害支援課 045-540-2325 ○川崎市宮前区 高齢・障害課 044-856-3238
神奈川県国民健康保険団体連合会	所在地：横浜市西区楠町27-1 電話番号：045-329-3447

8 当法人の概要

経営法人	社会福祉法人 中川徳生会
代表者名	理事長 高橋 栄治郎
法人本部所在地・連絡先	横浜市都筑区青葉区市ヶ尾町25番7号 電話 045-972-9915
関連施設	特別養護老人ホーム 中川の里 特別養護老人ホーム 都筑の里 特別養護老人ホーム ビオラ三保 特別養護老人ホーム ビオラ川崎 特別養護老人ホーム ビオラ市ヶ尾 横浜市加賀原地域ケアプラザ ビオラ市ヶ尾地域ケアプラザ 地域包括支援センターこだなか 地域包括支援センター ビオラ宮崎 エヌアイ在宅サービスステーション シルバーハウジング南平台

【説明確認欄】

令和 年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明し、控えを交付しました。

介護老人福祉施設 中川の里

説明者 _____ 印

サービス契約の締結にあたり、上記の通り説明を受け、同意し、控えの交付を受けました。

利用者 _____ 印

代理人又は立会人等

_____ 印

(本人との続柄)